

「二宮町空家等対策計画（案）」に対する意見募集の 実施結果（意見と町の考え方）

募集期間 令和5年1月4日（水）～ 令和5年2月3日（金）

意見数 : 2件

意見提出人数 : 2人（窓口0件、郵送0件、電子メール1件、電子申請1件）

意見の概要及び町の考え方 ※提出されたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

No	意見の概要	町の考え方
1	<p>①参考資料P5には過料など厳しい罰則がありますがこれを取り締まる条例は制定されているのでしょうか。</p> <p>②計画に従って実行が必要ですから実績公表についても明記いただきたい。</p> <p>③法で縛っても結局は民事、民間でのことです。行政の役割の持ち方をよく考える必要があります。空き家バンクの運営等については町内の不動産業者全体に共有し運営する必要があると感じます。</p> <p>④リフォーム・解体補助金は早々に予算額に達している現実から考えれば需要が多いという事ですから積極的な予算組が必要です。</p>	<p>①現在、町では適正な管理がされていない空家等に対し、罰則を規定した条例は制定していません。なお、適正な管理がされていない空家等の所有者に情報等を提供し、空家等の解消を働きかけることが重要であると考えています。</p> <p>②空家等は様々な状況（相続や売買、使用の有無等）により変動するため、町が空家数を随時把握することは困難であり、「第4章 空家等対策計画の取組内容」に記載した事項についても、数値で示すことが困難であるため、実績公表の明記は考えていません。また「第4章2(3)ア 空き家バンク制度の活用」については、空き家バンクへの空家等の登録数及び成約数を町HP等で公表していきます。</p> <p>③ご意見のとおり、空家等の問題は民事に関することが多いため、町は問題が解消されるよう、適正な管理がされていない空家等の所有者に情報等を提供することが重要であると考えています。また、空き家バンクの運営については、町を所管している各協会を通じて町内の不動産業者と情報等を共有し、連携を図りながら運営していきます。</p> <p>④ご意見のとおり、解体補助は早期に受付件数の上限に達するため、需要の高さが伺えます。今後も空家等の解消に向け、引き続き予算の確保・拡充に努めていきます。</p>

No	意見の概要	町の考え方
2	<p>①空家法改定の報道がされているが、改定内容はどのように計画に反映されるのでしょうか。</p> <p>②空家所有者が町外に住む場合、アプローチが難しく、近隣との問題の解決に時間を要することを心配しています。この点についての時間短縮などは、計画に盛り込まれていますか。</p>	<p>①現在、国が示す改正案や今後示される指針等に注視をしている状況であり、計画への反映はできていません。今後も具体的な内容等が示された際には、計画期間に関わらず、改定することを検討します。</p> <p>②ご意見のとおり、空家等の所有者などが町外に居住している場合には、即時に対応することが困難であるため、空家等の解消には時間を要してしまいます。しかし、空家等には様々な事情があり、一様に時間を短縮することは困難なものもあるため、計画への反映は難しいと考えています。なお、空家等の所有者から相談があった際には、問題の解消に向け、可能な限り時間を短縮できるよう、働きかけをしていきます。</p>